

北九州市監査公表第22号

令和4年11月15日

北九州市監査委員	小林一彦
同	廣瀬隆明
同	森本由美
同	渡辺均

監査委員の監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

1 監査の種類

定期監査

2 措置を講じた局

総務局

市議会事務局

教育委員会

3 監査の期間

令和3年11月5日から令和4年5月19日まで

4 監査公表の時期

令和4年7月29日（令和4年監査公表第12号）

5 監査の結果に基づく措置状況

(1) 総務局

監査の結果	措置状況
<p>ア その他事務</p> <p>(ア) <u>公の施設の指定管理業務について</u></p> <p>(男女共同参画推進課)</p> <p>令和2年度の男女共同参画施設等（北九州市立男女共同参画センター、北九州市立東部及び西部勤労婦人センター）の指定管理事務についてみたところ、管理施設の改修及び修繕について、原則として市が執行すべき1件100万円以上のものを指定管理者が行っていたものがあった。</p> <p>男女共同参画施設等（北九州市立男女共同参画センター、北九州市立東部及び西部勤労婦人センター）の管理運営に関する基本協定書第15条によれば、管理施設の改修及び修繕について、市の見積りにより1件100万円以上のものは、市と指定管理者の協議により合意した場合を除き、市が実施するものとなっているが、協議した記録や決裁は作成されていなかった。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症流行に伴う施設の閉館により不用となった光熱水費等を改修及び修繕経費に流用しているが、これについての協議の記録や決裁は作成されていなかった。</p> <p>適正な事務処理をされたい。</p>	<p>指摘された点については、速やかに指定管理者に伝え、情報共有するとともに、今後の工事にかかる協議・合意・記録方法について、協議を行った。</p> <p>今後、市と指定管理者との協議記録や決裁に漏れが生じないように、決裁欄を設けた協議依頼書の様式を定めることとし、指定管理者へ同様式を使用して協議を行うことを令和4年5月30日に通知した。</p> <p>令和4年5月22日に業務マニュアルを変更し、変更内容周知のため、令和4年5月31日に課内研修を実施した。</p> <p>《局全体の対応について》</p> <p>令和4年8月2日に実施した局内幹部会において、今回の指摘事項の内容を説明し、それを踏まえて各課の事務を見直すとともに適正に事務を遂行するよう指導した。</p>

(2) 市議会事務局

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>ア 契約事務</p> <p>(ア) <u>契約事務について</u></p> <p>(総務課)</p> <p>市議会事務局総務課では、議会棟第6・7議員控室の登退庁盤が故障したため、更新のための設置工事及び電気設備工事を発注したが、他の議員控室の登退庁盤も故障したため、費用面を含めた抜本的な対策を検討した。その結果、タッチパネル方式での全面更新を行うこととなり、既に発注した設置工事と電気設備工事については契約変更により中止した。一方、当該工事では、電気部品の製作等が進行していたため、これらの部品については、今後、タッチパネルが故障した場合や会派が増えた場合の予備品として市議会事務局で保管することとした。</p> <p>この部品の納品に関して、別途、工事請負業者と特命随意契約により委託契約を締結していたが、工事契約の中止により生じた相手方の損害については、市契約規則に基づく協議により補償することが可能であり、単に部品の納品を目的とした委託契約であれば、特命随意契約とする理由はない。</p> <p>また、このような契約方法では、委託契約締結前に部品の製作に着手させていたことになることや、工事契約に係る収入印紙代等の諸経費を委託契約で負担することとなり不適切である。</p>	<p>指摘された点については、契約を行う場合、また、その内容に変更が生じた場合等において、法令・例規や事務処理要領等の確認を徹底するとともに、疑義が生じた際は契約や会計担当部署に確認を行ったうえで、適正な事務処理を行うよう周知徹底を行った。</p> <p>また、今後の再発防止策として、令和4年8月4日～8日に実施した事務改善会議において、事務局内全職員に情報共有するとともに、法令や例規をはじめとして市委託業務要綱などの遵守について、改めて周知徹底を図った。</p>

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>市委託業務要綱では、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第5号から第7号までの規定を適用して随意契約により契約を締結する場合は、合理的な理由のある場合に限定し、安易に随意契約によって契約をしないようにするものとしてされている。</p> <p>適正な事務処理をされたい。</p>	

(3) 教育委員会

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>ア 支出事務</p> <p>(ア) <u>備品購入手続きについて</u> (学校保健課)</p> <p>令和2年度の学校給食関係の備品購入について、発注日が同一で、一括して発注が可能と考えられるものを、納入場所ごとに分割して発注していた。給食の提供に支障が生じないように、学校から破損等の連絡を受けた都度発注したとのことであるが、その結果、1者からの見積書徴取で足りる随意契約となり、契約における競争性が確保されていなかった。</p> <p>市契約規則では、予定価格が少額な契約の場合は随意契約を認めており、さらに、予定価格が一定額以下の場合には1者から見積書を徴して契約できることとなっている。しかし、予定価格が規則等で定める金額の範囲内に収まるよう分割して契約することは、予算の適正な執行、また、経済的かつ効率的な執行の面からも適切でない。</p> <p>給食の提供に支障が生じないように在庫を確保する等の対応策を検討し、適正な事務処理をされたい。</p>	<p>指摘された点については、給食の提供に支障が生じないように、また、効率的な予算執行の観点から、以下の対策を実施した。</p> <ol style="list-style-type: none">1 これまで学校から食缶の更新要望連絡を受け、破損度合い等により都度必要性を判断し、発注していた運用を令和4年5月30日に見直し、過去の食缶調達実績を基に一定数の食缶を入札により調達する方針とした。 また、一括調達に伴い、在庫管理表を作成し、食缶の在庫管理を行うとともに、その他備品更新に必要な予算を確保しながら、必要に応じて追加調達を行うこととした。 さらに、在庫がなく緊急的に食缶の更新が必要な場合も、緊急対応の必要性が確認できるよう、食缶更新に関する学校からの更新要望について、管理簿の様式を作成した。2 見直した食缶調達方針に基づき、令和4年6月16日に入札により食缶調達契約を締結した。3 令和4年6月29日に開催した事

監査の結果	措置状況
	<p>務改善会議にて、令和3年度定期監査における指摘事項及びその他注意メモを課内にて情報共有し、適正な事務処理の徹底を周知し、再発防止に向けた注意喚起を行った。</p>

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>(イ) <u>補助金等交付事務について</u> (学校保健課)</p> <p>令和2年度北九州市学校保健会補助金(以下「補助金」という。)の交付事務について、北九州市学校保健会(以下「学校保健会」という。)の学校薬剤師部会事業にかかる実績報告書を見ると、教室におけるホルムアルデヒド等揮発性有機化合物検査(以下「検査」という。)のための道具を購入していた。</p> <p>しかし、当該検査は、当初の補助金交付決定の内容には含まれておらず、変更交付申請の手続きも行われていなかったにも関わらず、学校保健課は検査道具の購入費を含む額を補助金額として確定していた。</p> <p>なお、当該検査は、市の事業として、公益財団法人北九州市薬剤師会に委託して実施している。</p> <p>市補助金等交付規則では、補助事業等の内容、経費の配分または執行計画の変更をする場合は、市長の承認を受けることとされており、また、実績報告書の審査および必要に応じて行なう現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容およびこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、補助事業者に通知するものとされている。</p>	<p>指摘された点については、以下の対策を実施した。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 学校保健課の事務手順書に、各支部で事業計画が変更となった場合は、変更申請書の提出を随時求め、各部会からの変更申請をもとに学校保健会事務局から北九州市への変更申請を行うこと、事業報告の際は申請時(変更申請を含む)に提出された事業計画と事業報告内容を照合し、事業の実施内容が変更となっていないかどうかを確認することを追記した。 2 令和4年6月29日に開催した事務改善会議にて、令和3年度定期監査における指摘事項及びその他注意メモを課内にて情報共有し、適正な事務処理の徹底を周知し、再発防止に向けた注意喚起を行った。 <p>教育委員会では、令和4年8月1日、全課に対し今回の指摘内容について通知し、今後、同様の事案が生じないように周知した。</p>

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>適正な事務処理をされたい。</p>	